

(抜粋)

受託研究費算定要領

4 製造販売後調査に係る経費算出基準

(1) 製造販売後調査経費

① 旅費

当該研究の遂行に必要な旅費

算出基準：「藤枝市職員等の旅費に関する条例」による。

② 検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

③ 報告書作成経費

報告書作成経費の積算は、1症例1報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとする。なお、特定使用成績調査のうち調査期間が長期で1症例当たりの複数の報告書を作成する場合にあっては、それぞれの報告書を1報告書として経費を積算するものとする。

算出基準：1症例1報告書当たり単価×症例数

使用成績調査 : 20,000 円/報告書

特定使用成績調査 : 30,000 円/報告書

副作用報告 : 20,000 円/報告書

④ 症例発表等経費

研究会等における症例発表及び再審査・再評価申請用の文書等の作成に必要な経費

算出基準：ポイント数×0.8×6,000 円

ポイント数は、製造販売後臨床試験経費の製造販売後臨床研究経費ポイント算出表別紙5のP症例発表、Q再審査・再評価申請用の文書等の作成による。

⑤ 委託料

当該研究に関連する治験審査委員会等の速記委託、研究関連書類の保管会社への保存委託に要する経費

⑥ 直接管理経費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費

算出基準：上記 (①～⑤) の10%

⑦ 間接経費

技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：上記 (①～⑥) の30%

6 受託研究費の支払い

(1) 支払期限

治験依頼者は、提出された症例報告書が所定の記載事項を満足していることを確認後、藤枝市立総合病院からの請求に基づいて30日以内に支払う。

その他については、あらかじめ指示する。

(2) 支払方法

藤枝市立総合病院の指定する銀行口座への振り込みとする。